

6 土第407号
令和 6 年12月25日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の
徹底等について（通知）

このことについて、従来から貴団体傘下の建設業者等に対する指導をお願いしているところですが、引き続き資材や原油の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保については、その経営の安定・健全性を確保するために、十分な配慮が必要です。

また、令和元年に改正された建設業法では、建設業における働き方改革の促進を踏まえ、注文者に対して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定、元請負人に対して下請代金のうち労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮を義務づける規定等が新たに追加されています。

元請下請間の不適正な取引等の行為は、建設業法違反のおそれがあるとともに、ダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、ひいては建設業における担い手の確保や育成を困難にする原因にもなりうるものです。

さらに、昨今、建設業者の不十分な施工管理等に起因した工事事故が発生していることから、工事の施工にあたり労働災害等を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設企業の基本的責務である建設工事の適正な施工の徹底が一層強く求められているところです。

一方、第213回通常国会においては、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積提出や請負契約の締結を禁止する規定や、請負契約の変更協議の円滑化等に関する規定等を新たに定める「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が本年6月14日に公布され、原則として同日から1年半以内に施行することとされています。

については、関係法令や指針等の遵守について、貴団体傘下の建設業者等の現場事務所まで周知徹底いただきますよう、格段の指導をお願いいたしますとともに、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び代金支払の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等について、引き続き指導いただきますようお願いいたします。

愛媛県土木部土木管理局
土木管理課 契約・建設業グループ
電話：089-912-2643
E-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp